

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県教育委員会
教育長 佐藤 一 男

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和55年岩手県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（野外活動センター所長委任事項）</u></p> <p>第8条 野外活動センター所長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1） 研修計画を定めること。</u></p> <p><u>（2） 臨時に休所し、又は開所すること。</u></p> <p><u>（3） 野外活動センターの使用の許可をすること。</u></p> <p><u>（4） 前号の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは退去を命ずること。</u></p> <p><u>（5） 施設又は設備の汚損等の届出を受理し、必要な措置をとること。</u></p>	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。